

一般社団法人島根県建築住宅施策推進協議会 細則

第1章 総 則

(総 則)

第1条 一般社団法人島根県建築住宅施策推進協議会（以下「当法人」という。）の運営は、定款に定めるもののほかは、この細則による。

第2章 会 員

(入 会)

第2条 当法人に正会員として入会を希望する者は、別に定める所定の入会申込書を会長に提出し、社員総会の承認を得なければならない。

2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

3 当法人の正会員は、別表1のとおりとする。

4 当法人に施工者会員として入会を希望する者は、別に定める所定の入会申込書を会長に提出し、会長の承認を得なければならない。

5 前項の施工者会員は、当法人の社員総会における議決権を有しない。

(退 会)

第3条 会員が退会しようとするときは、別に定める退会届を提出しなければならない。退会の申出は、1か月以上前に予告するものとする。

第3章 専門部会

(専門部会の運営)

第4条 当法人の協議事項について専門的に調査検討し、処理するため、別表2の専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、部長及び部会員で組織する。

3 部会長は、部会員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、専門部会の事務を掌理し、その内容について当法人に報告する。

5 専門部会の事務については、別に定める。

第4章 事 務 局

(事務局の組織及び構成)

第5条 当法人に事務局を置き、当法人の事務を処理する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 職員の任免は、専務理事が指名し、会長の承認を得て行う。

4 専務理事は、事務局の業務を統轄し、当法人の業務を掌理する。

第5章 会 費

(会 費)

第6条 当法人の会費の額は別表3のとおりとし、正会員は原則として1年分を当該事業年度の9月末日までに納入しなければならない。

2 年度の途中で入会した正会員は、その年度の会費を入会時に全額を納入するものとする。

3 施工者会員については、会費の納入義務を免除する。

第5章 附 則

(細則の変更)

第7条 この細則は、正会員の3分の2の賛成を得て変更することができる。

附 則

- 1 この細則は、令和4年11月7日から施行する。
- 1 この細則は、令和5年9月15日から施行する。

別表1

正会員
一般社団法人 島根県建築士会
一般社団法人 島根県建築士事務所協会
一般社団法人 島根県建設業協会
一般社団法人 島根県建築技術協会
一般社団法人 島根県住まいづくり協会
一般社団法人 島根県建築組合連合会
一般社団法人 島根県電業協会
一般社団法人 島根県管工事業協会
一般社団法人 島根県浄化槽協会
一般社団法人 島根県木材協会
石州瓦工業組合
島根県建具協同組合
協同組合 建築技術センター
一般財団法人 島根県建築住宅センター
公益社団法人 全日本不動産協会島根県本部
島根県畳事業協同組合
一般社団法人 日本塗装工業会島根県支部
公益社団法人島根県宅地建物取引業協会
島根県瓦工事業組合
島根県東部地区瓦工事業組合

別表2

専門部会の名称	所掌事務
第1 専門部会	木造住宅振興・普及啓発等に関する事
第2 専門部会	建築関係法令・行政協力等に関する事
第3 専門部会	災害対策に関する事

別表3

会費（正会員）	年間3万円
---------	-------